

## 横須賀市ひとり親家庭等就労相談支援事業実施要綱

平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、就労に関する相談を希望するひとり親家庭等の親（以下「相談者」という。）に対し、専門的な立場から助言、協力及び支援を行う事業（以下「就労相談支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親家庭等の親」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。）第6条第1項に定める配偶者のない女子及び法第6条第2項に定める配偶者のない男子であつて、現に法第6条第3項に定める児童を扶養している者をいう。

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者を除く、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり親家庭等の親
- (2) 離婚の協議中又は裁判中である者のうち、現に子を扶養している父又は母、若しくは子を扶養する見込みの父又は母

(事業内容)

第4条 就労相談支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談者に対し、母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立支援及び就労相談を行う。
- (2) 求職情報の提供、求職手続き方法についての助言、履歴書の作成及び面接対応等について技術的指導を行う。
- (3) 公共職業安定所と連携し、相談者の就労を支援する。
- (4) 必要に応じ、公共職業安定所等への求職活動、求人先の採用面接に同行する。
- (5) 市内に事業所を有する企業に対し、求人開拓を行う。

2 就労相談支援事業の実施にあたっては、母子・父子自立支援員と連携し、情報の共有を図るものとする。

(相談日)

第5条 就労相談支援事業のうち相談を実施する日（以下「相談日」という。）は、週3日とする。ただし、休日を定める条例（平成元年4月1日横須賀市条例第10号。）に定

める日は相談を行わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、相談日を変更することができる。

(相談時間)

第6条 就労相談支援事業のうち相談を実施する時間（以下「相談時間」という。）は、午前8時30分から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、相談時間を変更することができる。

(相談申込)

第7条 就労相談支援事業を受けようとする者は、事前に市長あてに申込みをし、承諾を得るものとする。

(相談場所)

第8条 就労相談支援事業は、民生局こども家庭支援センターこども給付課事務室で行うものとする。ただし、関連機関等で行うことができるものとする。

(事業の委託)

第9条 市長は、就労相談支援事業に係る事務の全部又は一部を委託することができる。

(その他の事項)

第10条 その他、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。